

## 平成 22 年度三豊市人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び三豊市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年三豊市条例第 43 号）第 4 条の規定に基づき、平成 22 年度の三豊市の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

平成 23 年 12 月

三豊市長 横山忠始

### I 職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、勤務成績又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第 15 条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

職員数については、平成 19 年 3 月策定の三豊市行政改革大綱「定員適正化計画」及び平成 21 年 7 月 30 日策定の「三豊市職員の定員適性化計画の見直しについて」に引き続き、新たな定員管理の目標指標として、第 2 次定員適性化計画（平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 ヶ年計画）を策定しています。

#### 1 職員の任免

(1) 職員の任免状況（平成 22 年度、単位：人）

区分	採用	退職		
		定年	勸奨	自己都合 その他
一般行政職	17	21	15	3
技能労務職	0	3	0	0
医療職	6	3	2	2
計	23	27	17	5

(2) 採用試験の実施状況（平成 22 年度）

種類	区分	内容	職種等
競争試験	上級（大学卒程度）	1 次試験 教養試験 作文試験 適性検査 2 次試験 口述試験 3 次試験 口述試験 身体検査	一般行政事務
	上級（大学卒程度）	1 次試験 教養試験 専門試験 適性検査 2 次試験 口述試験 身体検査	建築、文化財専門員 薬剤師
	中級（短大卒程度）	1 次試験 教養試験 作文試験 適性検査 2 次試験 口述試験 3 次試験 口述試験 身体検査	幼稚園教諭・保育士
	中級（短大卒程度）	1 次試験 教養試験 専門試験 適性検査	看護師

		2次試験 口述試験 身体検査	
--	--	-------------------	--

(注) 競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいう。

(3) 採用者数 (平成22年度、単位：人)

試験の種類	試験の名称	試験区分	申込者数	採用者数
競争試験	上級 (大学卒程度)	一般行政事務	144	9
		建築	4	1
		文化財専門員	8	1
		薬剤師	1	0
	中級 (短大卒程度)	幼稚園教諭・保育士	70	11
		看護師	8	6

## 2 職員数

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在、単位：人)

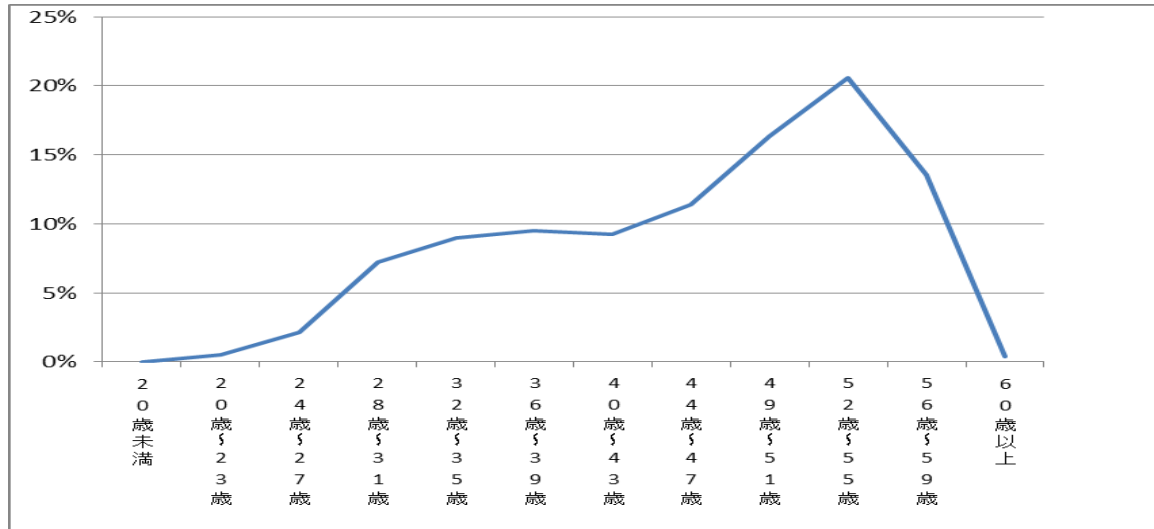
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由		
		平成22年	平成21年				
普通会計部門	一般行政部門	議会	6	6	0	支所業務見直し減	
		総務	142	143	△1		
		税務	35	35	0		
		労働	0	0	0		
		農林水産	31	44	△13		支所業務(事業課廃止)
		商工	9	7	2		本庁業務に集約増
		土木	43	40	3		本庁業務拡充
		民生	159	155	4		子育て支援強化
	衛生	45	52	△7	退職不補充、支所業務見直し		
		計	470	482	△12	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.25 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 65.51 人)	
	教育部門	177	187	△10	退職不補充、支所業務縮小		
	消防部門	-	-	-			
	小計	647	669	△22	<参考> 人口1万人当たり職員数 91.20 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 88.52 人)		
公営企業会計等部門	病院	94	95	△1	退職不補充		
	水道	16	18	△2	退職不補充		
	下水道	2	2	0			
	その他	29	32	△3	業務見直し		
	小計	141	147	△6			
合計		788 [ 978 ]	816 [ 978 ]	△28 [ - ]	<参考> 人口1万人当たり職員数 111.08 人		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成22年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	17人	57人	71人	75人	73人	90人	128人	163人	107人	3人	788人

(3) 職員数の推移（単位：人・%）

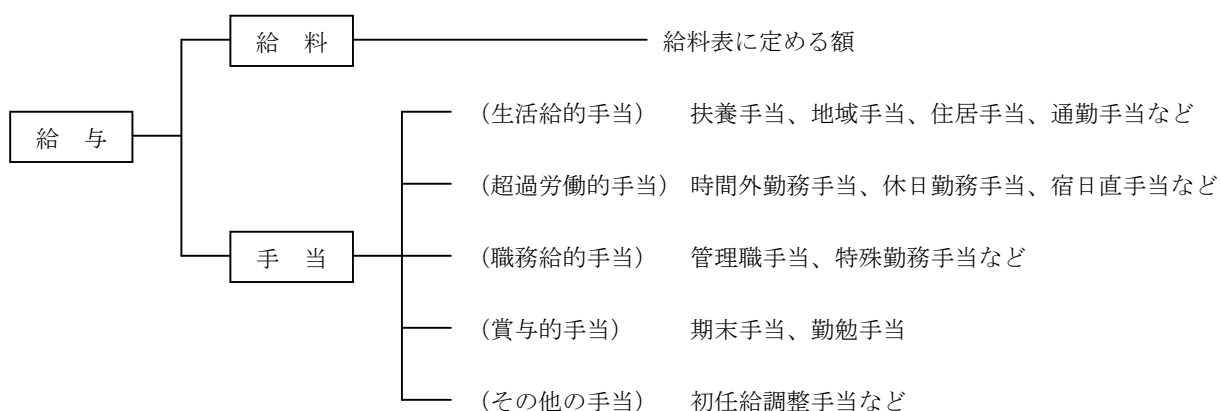
部門別 \ 年度	17年	18年 1年目	19年 2年目	20年 3年目	21年 4年目	22年 5年目	過去5年間の増減数（率）
一般行政	568	551	529	503	482	470	▲98（▲17.3%）
教育	243	235	233	205	187	177	▲66（▲27.2%）
消防	-	-	-	-	-	-	-
普通会計	811	786	762	708	669	647	▲164（▲20.2%）
公営企業等会計	171	155	146	150	147	141	▲30（▲17.5%）
総合計	982	941	908	858	816	788	▲194（▲19.8%）

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## Ⅱ 職員の給与に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第24条第3項、第6項、第1項）。

（参考）職員の給与体系



### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 21年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成 22年度	70,358	29,164,184	1,039,187	5,573,134	19.11	19.51

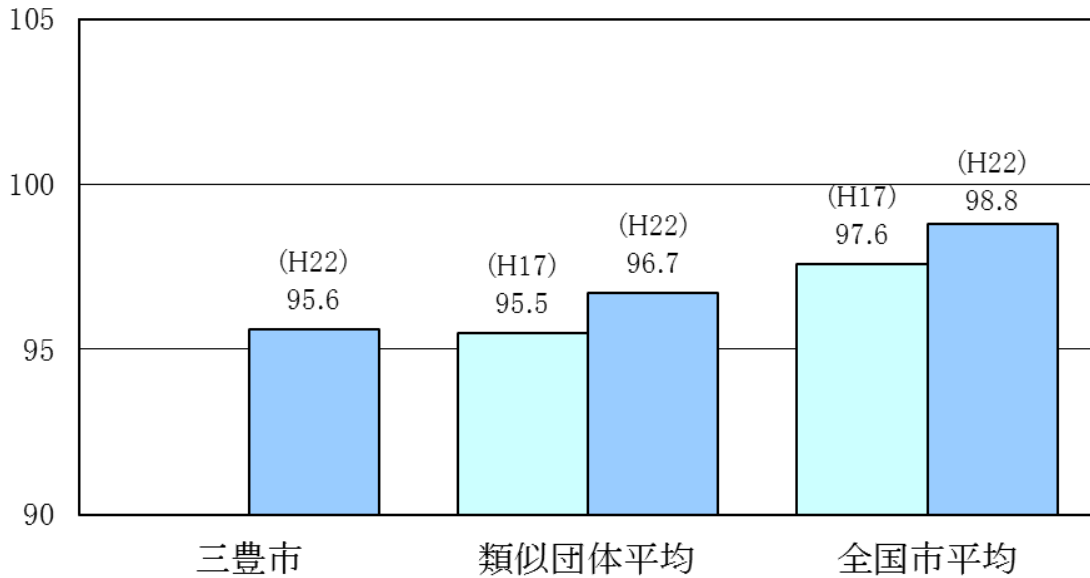
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成 22年度	646	2,538,981	241,776	917,874	3,698,631	5,725	5,898

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

(注) 2 職員数は、平成22年4月1日現在の普通会計の職員数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。
- 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 3 本市は、平成18年1月1日に合併したため、5年前（平成17年）のデータは存在しない。

2 一般行政職給料表の状況（平成22年4月1日現在）

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	309,400	356,600	398,000	403,000	425,100

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三豊市	46.4 歳	348,500 円	389,471 円	368,261 円
香川県	44.5 歳	342,943 円	398,765 円	363,410 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	43.8 歳	331,740 円	383,940 円	358,484 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
三 豊 市	49.5 歳	84 人	303,100 円	318,363 円	308,927 円
うち 清 掃 職 員	51.3 歳	6 人	328,000 円	377,250 円	339,083 円
うち 学 校 給 食 員	49.2 歳	34 人	302,900 円	312,982 円	308,424 円
うち 用 務 員	50.5 歳	13 人	287,300 円	290,839 円	287,300 円
うち 運 転 手	48.1 歳	4 人	281,700 円	306,875 円	298,725 円
香川県	50.2 歳	168 人	345,688 円	378,801 円	360,914 円
国	49.3 歳	3,955 人	284,514 円	—	322,291 円
類似団体	49.1 歳	52 人	295,951 円	318,916 円	307,852 円

③教育職(小・中・幼)

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
三豊市	44.6 歳	328,900 円	343,930 円
香川県	46.0 歳	386,494 円	425,421 円
類似団体	42.6 歳	315,305 円	339,335 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況(平成22年4月1日現在)

区 分		三 豊 市	香 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	170,478 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	138,699 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	140,100 円	143,501 円	—
	中 学 卒	126,800 円	127,908 円	—
教 育 職	大 学 卒	172,200 円	190,872 円	—
	高 校 卒	140,100 円	147,312 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成22年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	246,200 円	291,180 円	348,085 円
	高 校 卒	円	259,542 円	295,800 円

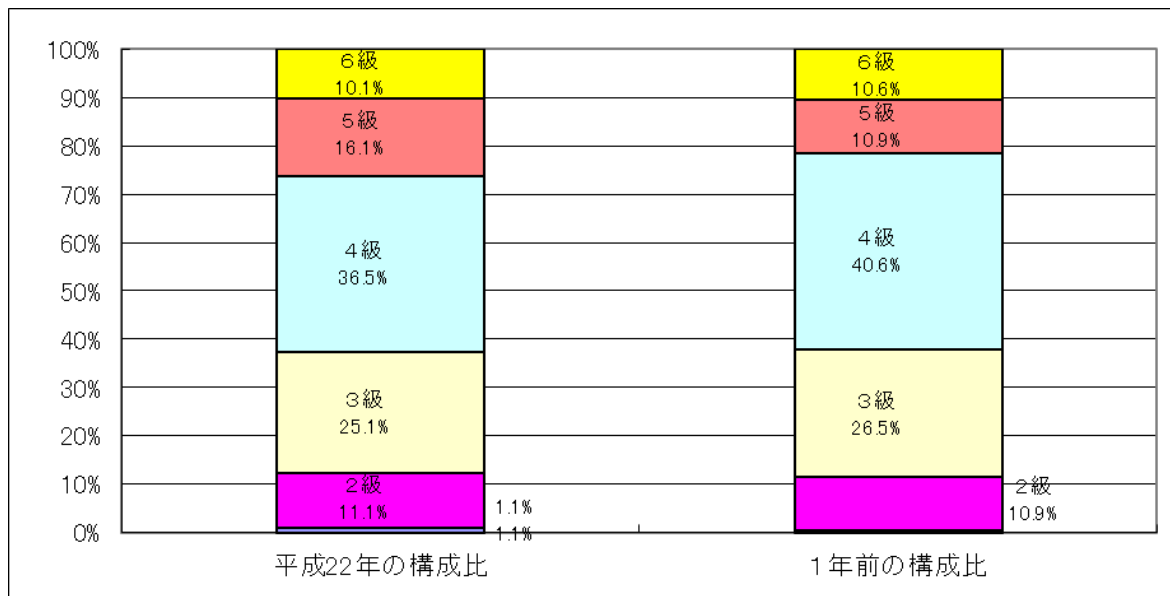
#### 4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事	4人	1.1%
2 級	主任主事	42人	11.1%
3 級	副主任	95人	25.1%
4 級	課長補佐、主任	138人	36.5%
5 級	課長、主幹、課長補佐	61人	16.1%
6 級	部長、事務局長、次長、課長	38人	10.1%

(注) 1 三豊市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 1 平成19年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

2 平成18年1月1日に合併したため、5年前（平成15年）のデータは存在しない。

#### 5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三豊市	香川県	国
1人当たり平均支給額(22年度) 1,435 千円	1人当たり平均支給額(22年度) 1,631 千円	—
(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(22年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分	(20年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 ( 1.45 )月分 勤勉手当 1.35 月分 ( 0.65 )月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

## (2) 退職手当（平成22年4月1日現在）

三 豊 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)	
(退職時特別昇給	—		(退職時特別昇給		
1人当たり平均支給額	22,424 千円		1人当たり平均支給額		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、22年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給実績(平成22年度決算)		9,737 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		885,266 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
医 師	15 %	11 人	15 %

## (4) 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績(平成22年度決算)		45,795 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		464,136 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		12.8 %	
手当の種類(手当数)		9	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	一般行政職	感染症患者の収容又は消毒の業務	日額 2,000円
精神衛生業務従事手当	一般行政職	精神障害者の診察の立会い又は入院のための患者護送作業に従事	日額 2,000円
行旅死亡人処理作業手当	一般行政職	行旅死亡人の取扱いに従事	1体 7,000円
清掃作業手当	技能労務職	ごみの収集及び処理作業に従事	日額 1,000円
し尿処理業務手当	一般行政職	し尿処理業務に従事	日額 500円
火葬業務手当	技能労務職	火葬業務に従事	1体 7,000円
福祉業務手当	一般行政職	生活保護業務の現業及び指導監査に従事	月額 5,000円
医療業務従事手当	医療・看護職	(医務手当) 医療業務に従事する医師 (危険手当) 永康病院に勤務する医師を除く全職員 (夜間看護手当) 永康病院で看護業務に従事する職員で夜間の勤務に従事	(医務手当) 給料月額110/100以内[35/100~110/100] (危険手当) 月額4,000円以内[4,000円、3,000円] (夜間看護手当) 1回4,000円以内 深夜勤務 3,200円 準夜業務 2,800円
B&G海洋センター監視業務手当	一般行政職	B&G海洋センターの監視業務	午前9時から午後5時まで 1時間 1,500円 午後5時から午後10時まで 1時間 1,700円



## (5) 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	105,250 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	136 千円
支給実績(平成21年度決算)	104,350 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	131 千円

## (6) その他の手当 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成22年度決算)
扶養手当	配偶者13,000円 第1子6,500円等	同		67,056 千円	225,714 円
住居手当	家賃補助限度額27,000円	同		14,339 千円	293,625 円
通勤手当	2km～5km未満 2,000円 10km未満 4,100円等	同		33,969 千円	53,361 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職のうち、規則で定める職にある職員に支給 ・適用給料表の別、属する職務の級および区分に応じ定める額(定額) 28,300円～97,600円	異		44,027 千円	514,428 円
宿日直手当	宿直又は日直勤務1回につき 4,200円	同		22,290 千円	45,029 円

## 6 特別職の報酬等の状況 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分	給 料	月 額	等
給 料	市 長	926,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額 1,014,000 円 / 401,500 円
	( 円 )		
	副 市 長	734,000 円	822,000 円 / 399,600 円
	( 円 )		
報 酬	収 入 役	— 円	— 円 / — 円
	( 円 )		
	議 長	504,000 円	543,000 円 / 305,000 円
	( 円 )		
期 末 手 当	副 議 長	439,000 円	503,000 円 / 250,000 円
	( 円 )		
	議 員	407,000 円	457,000 円 / 240,000 円
	( 円 )		
退 職 手 当	市 長	(平成22年度支給割合)	
	副 市 長	3.05 月分	
	収 入 役		
	( 円 )		
備 考	議 長	(平成22年度支給割合)	
	副 議 長	3.05 月分	
	議 員		
	( 円 )		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	926,000円×勤続期間の月数×36.5/100	1,622万円 退職した日から起算して1月以内
	収 入 役	734,000円×勤続期間の月数×22/100	775万円 //
	( 円 )	—	—

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月勤めた場合における退職手当の見込額である。

### Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第 24 条第 4 項、第 6 項）。

#### 1 勤務時間（平成 22 年 4 月 1 日現在）

開始時刻	午前 8 時 30 分
終了時刻	午後 5 時 15 分
休憩時間	60 分 (午後 0 時～午後 1 時)
週休日	土曜日、日曜日
1 週間の正規の勤務時間	38 時間 45 分

(注) 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。(地方公務員の場合は、労働基準法第 34 条の規定により労働時間が 6 時間を超える場合に少なくとも 45 分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。)

#### 2 その他の勤務条件

##### (1) 休暇（平成 22 年 4 月 1 日現在）

休暇の種類	事由	期間	給料	
年次有給休暇	一の年ごとにおける休暇	年 20 日	有給	
病 気 休 暇	負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間	有給	
		私傷病の場合 180 日		
特別休暇	選挙権等の行使	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	証人、参考人等	証人、鑑定人、参考人等として国会等官署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植等	骨髄液を提供するため、検査や入院する場合	必要と認められる期間	有給
	ボランティア休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合	一の年において 5 日以内	有給
	結婚休暇	結婚する場合	連続する 5 日以内	有給
	妊婦健診等	妊娠中又は出産後 1 年以内の女性職員の健康診査	その都度必要と認められる期間	有給
	妊婦健康保持	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて 1 日につき 1 時間を超えない範囲で必要と認められる期間	有給
	妊娠障害	妊娠中の女性職員が、勤務することが著しく困難である妊娠障害と認められる場合	当該妊娠期間において 7 日以内	有給
	産前休暇	6 週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間	有給

休暇の種類	事由	期間	給料
保育	生後3年に達しない子を育てる職員が授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内	有給
職員の妻の出産	職員の妻が出産する場合で入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	2日以内	有給
子の養育のための休暇	職員の妻が出産する場合で当該出産に係る子又は小学校就学前の子を養育する場合	出産予定日の6週間前から出産後8週間までの間に5日以内	有給
父母又は子の看護休暇	職員が同居する親族又は別居する配偶者、父母若しくは子の看護のため勤務しないことが相当であると認められるとき	一の年において5日(その者が二人以上の場合にあつては10日)以内	有給
忌引き	職員の親族が死亡した場合	親族に応じて1日から10日以内	有給
父母の追悼	職員が配偶者、父母、子又は配偶者の父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日以内	有給
夏季休暇	盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7月から9月までの間で3日以内	有給
住居滅失損壊による休暇	災害により職員の現住居が滅失、損壊した場合	7日以内	有給
災害等で出勤困難による休暇	災害又は交通機関の事故等により出勤が著しく困難と認められる場合	必要と認められる期間	有給
生理休暇	女性職員が生理日において勤務することが著しく困難な場合	2日以内	有給
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	6月の期間内で必要と認められる期間	無給

(2) 育児休業制度 (平成22年4月1日現在)

種類	事由	期間	給料
育児休業		子が3歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部分休業	3歳に満たない子を養育する職員	1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

#### IV 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第28条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるとされています（同法第29条）。

##### 1 分限処分の状況（平成22年度）

内容	人数	事案の概要
休職	1人	心身の故障のため

（注） 休職処分者数は、当該年度前に処分を受け、当該年度に引き続き休職状態にある者を含む。

##### 2 懲戒処分の状況（平成22年度）

内容	人数	事案の概要
免職	なし	

（参考）

懲戒処分等の公表基準の概要（平成18年10月1日制定）

公表対象	①地方公務員法に基づく免職、停職、減給、戒告の懲戒処分 ②地方公務員法に基づく休職の分限処分（刑事事件に関し起訴された場合に限る。） ③上記①に関連した事案に係る書面訓告等の措置 ④上記③以外の書面訓告等の措置で、社会に及ぼす影響が著しい事案
公表内容	原則として、被処分者の所属部局、職階、年齢、性別、事件の概要、処分内容、処分時期とする。 尚、収賄事件、詐欺又は横領事件など非行内容が重大であり、警察等で所属や氏名等が公にされている場合など、社会に及ぼす影響が著しい事案の場合、飲酒運転を行った場合（ただし、悪質性が極めて低いと認められるなど特別な事情がある場合を除く。）には、所属、氏名も公表する。
公表の例外	被害者が事件を公表しないよう求めるとき、又は公表により被害者が特定される可能性が大きい場合など、被害者の人権に十分配慮する必要がある場合は、公表しない。
公表時期	懲戒処分等を行った後、速やかに公表する。
公表方法	資料提供により行う。

（注） 公表対象、公表内容について、事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して別途の取扱いをすべき場合がある。

## V 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第30条）。

この服務の根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同32条）、信用失墜行為の禁止（同33条）、職務上知り得た秘密を守る義務（同34条）、職務に専念する義務（同35条）、政治的行為の制限（同36条）、争議行為等の禁止（同37条）、営利企業等の従事制限（同38条）などさまざまな制約が課されています。

営利企業等従事許可の状況（平成22年度）

内容	件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	0件
自ら営利を目的とする私企業を営むことの許可	0件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	243件

## VI 職員の研修及び勤務成績の評定に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないが、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第39条）。

また、任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければなりません（同法第40条第1項）。

### 1 職員の研修（平成22年度）

#### I 三豊市単独研修

##### 1. 人材育成推進事業委託業務

- (1) 人事考課者研修第7次研修 66名（2回）
- (2) 公務員倫理と市民接遇研修 634名（12回）
- (3) OJT研修 21名
- (4) クレーム対応講座 45名（2回）

##### 2. 職員人権研修 934名（10回）

##### 3. 市長提案研修 47名

##### 4. その他の一般研修

- (1) 法制執務研修 118名
- (2) 情報公開・個人情報保護研修 83名
- (3) 職員健康管理研修（メンタルヘルス） 97名
- (4) 職員健康管理研修（メタボリックシンドローム） 140名
- (5) 部落開放第28回香川県講演会 83名
- (6) 平成22年度三豊市人権・同和問題講演会 201名
- (7) 部落解第35回西日本夏季講座会 77名

5. 新規採用職員研修 19名
- II 香川縣市町研修センター（香川縣市町村振興協会）
- （1）階層別研修参加者 59名（7講座）
- （2）能力開発研修 40名（28講座）
- （3）専門研修 1名（1講座）
- III 八市研修（香川縣市長会）
- 八市職員防災研修 4名（1回）
- IV アカデミー研修（市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所）
- （1）市町村職員中央研修入所者 6名（9講座）
- （2）全国市町村国際文化研修入所者 10名（6講座）
- V 香川大学大学院学位取得支援事業
- 取得支援人数 1名
- VI その他研修
- （1）香川縣実務研修（人事交流含む） 8名
- （2）民間企業（人事交流） 1名
- （3）財団派遣 1名

※延べ 2,696名

## 2 勤務成績の評定

### （1）勤務成績の評定制度の概要

評定の目的	職員の執務について勤務成績の考課を行い、その結果を職員の待遇や能力開発に反映させ、勤務意欲の向上及び人材の育成に資することを目的とする。		
評 定 者	部長・次長 課長等 その他職員	(第一考課者) 副市長 部 長 課 長	(第二考課者) 副市長 部 長
対 象 者	全職員		

### （2）勤務成績の評定結果の活用

勤務成績の評定結果は昇任・昇格や人事異動等の参考にしており、勤勉手当に反映しています。

## Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護に関すること

### 1 福利厚生制度

#### 1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（財）香川縣市町村職員互助会に加入しています。

福利厚生の状況（平成22年4月1日現在）

区分	内容
職員の保健等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎職員健康診断の実施               <ul style="list-style-type: none"> <li>○定期健康診断</li> <li>○給食調理員健康診断</li> <li>○人間ドック</li> </ul> </li> </ul>
香川縣市町村職員共済組合	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎短期給付：公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付               <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健給付：療養給付、出産費、埋葬料、高額医療費など</li> <li>○休業給付：傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金など</li> <li>○災害給付：災害見舞金、忌慰金、家族忌慰金</li> </ul> </li> <li>◎長期給付：老後、障害者、遺族の経済生活を支援するための給付               <ul style="list-style-type: none"> <li>○退職共済年金                   <ul style="list-style-type: none"> <li>組合員期間が1年以上ある場合、一定条件を満たすことにより65歳から支給（65歳未満で受給できる特例あり）</li> </ul> </li> <li>○障害共済年金・一時金                   <ul style="list-style-type: none"> <li>組合員が在職中に病気やケガで障害の状態になったときに支給</li> </ul> </li> <li>○遺族共済年金                   <ul style="list-style-type: none"> <li>組合員又は組合員であった者が死亡したときに遺族に支給</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>◎福祉事業：保健、宿泊、貯金、貸付などの各事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>○保健事業：短期人間ドック、特定健康診査、保健指導、指定宿泊施設利用助成など</li> <li>○宿泊事業：共済組合直営施設（ホテル マリンパレスさぬき）の利用助成</li> <li>○貯金事業：普通貯金の受入れ</li> <li>○貸付事業：普通貸付、住宅貸付、災害貸付、特別貸付、高額医療貸付など</li> </ul> </li> </ul>
香川縣市町村職員互助会	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎給付事業：短期人間ドック助成、入学祝金、結婚祝金、育児休業補助金など</li> <li>◎厚生事業：各種団体保険事業の実施</li> </ul>

## 2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第45条第1項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（平成22年度）

公務災害	通勤災害	計
13件	2件	15件

## 3 措置要求・不服申立て

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第46条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは不服申立てをすることができます（同法第49条の2第1項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

〔 なお、本市では地方公務員法第7条第4項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。 〕

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

要求の内容	21年度末 継続件数	22年度内 要求件数	22年度内 処理件数	22年度末 継続件数
給与	0件	0件	0件	0件
旅費	0件	0件	0件	0件
勤務時間	0件	0件	0件	0件
休暇	0件	0件	0件	0件
その他	0件	0件	0件	0件
計	0件	0件	0件	0件

### (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

申立の内容	21年度末 継続件数	22年度内 申立件数	22年度内 処理件数	22年度末 継続件数
分限処分	降給	0件	0件	0件
	降任	0件	0件	0件
	休職	0件	0件	0件
	免職	0件	0件	0件
懲戒処分	戒告	0件	0件	0件
	減給	0件	0件	0件
	停職	0件	0件	0件
	免職	1件	0件	0件
その他	0件	0件	0件	0件
計	1件	0件	0件	1件